

## 2022年度 第2回町田市地域密着型サービス運営委員会議事要旨

|                    |  |     |
|--------------------|--|-----|
| 会議名称               | 2022年度 第2回町田市地域密着型サービス運営委員会  | 第2回 |
| 日時                 | 2023年2月13日(月) 18:30~19:50  |     |
| 会場                 | 市庁舎5階 会議室5-3   |     |
| 参加者                | <p>委員：井上委員長、菅沼、木口、星野、竹内</p> <p>事務局：<br/>         &lt;いきいき生活部いきいき総務課&gt;<br/>         田野倉課長、犬塚係長、大島係長、宮越、八木、鈮持</p> <p>&lt;いきいき生活部介護保険課&gt;<br/>         黒澤課長、佐藤係長</p> <p>&lt;地域福祉部指導監査課&gt;<br/>         大字根担当係長、藤田</p> |     |
| 傍聴人                | 0名   |     |
| 会議議題               | <p>議題：意見交換</p> <p>(1) 高齢者の福祉や介護に関するアンケート調査【事業所調査】の報告について</p>   |     |
| 資料                 | <p>(市提供資料)</p> <p>資料1：地域密着型サービス事業所の指定等について</p> <p>資料2：実地指導の実地状況について</p> <p>資料3：2022年度地域密着型サービス事業者の公募状況の進捗について</p> <p>資料4：介護事業所指定等に係る電子申請・届出システムの導入について</p> <p>資料5：高齢者の福祉や介護に関するアンケート調査【事業所調査】の報告について</p>               |     |
| 報告事項<br>及び<br>意見交換 | <p>「次第3 報告」は、資料に沿って説明を行いました。</p> <p>(1) 地域密着型サービス事業所の指定等について</p>   |     |

- (2) 実地指導の実施状況について  
(3) 2022年度地域密着型サービス事業者の公募状況の進捗について  
(4) 介護事業所指定等に係る電子申請・届出システムの導入について

(委員長) それでは、資料の説明がありましたので、これからは意見交換に移っていききたいと思います。これまでの報告の中で、質問等あれば委員の先生方、お願いします。

(委員) 資料2の(4)主な指導事項というところで、一つ目のところ、加算に係るサービスが適切に提供されていないという記載がありますけれども、これは主に個別の加算ということによろしいでしょうか。

(事務局) 地域密着型サービスの事業所で指摘されることが多い加算に関しましては、ご指摘のとおり個別の加算になります。一つ例を申し上げますと、入浴介助加算です。これは請求の実績と入浴の実施回数の記録が一致しないということで、単純な計算ミスによるものだとは思われますが、入浴介助加算を多く算定してしまっているという事例がございます。もう一つ例を挙げますと、個別機能訓練加算に関する指摘が多い傾向があります。例えばですが、機能訓練指導員が直接サービスを提供していないという場合や、訓練項目を複数提示していないといったものもございます。また、訓練の実施時間、メニューなどを、提供したサービスについて詳しく記録を残していない等の個別の指摘が、加算において見受けられます。以上です。

(委員) はい、ありがとうございます。

(委員長) 他に質問ありましたら、お願いします。

(委員) 資料1の市内の廃止の事業所が5か所、それから市外の廃止の事業所も4か所あります。この辺の廃止の理由は、コロナの影響なのか、事業的に継続が難しい経営内容だったのか、わかる範囲というか話せる範囲で廃止理由をお知らせいただけますか。

(事務局) ご指摘のとおり、コロナの影響による利用控えによって事業を縮小したケースや、単純に賃貸の契約が切れたケースなどが主な理由となっています。以上です。

(委員長) はい、ありがとうございます。

(委員) この廃止事業所が新規の開設よりも多いですが、今後この傾向は続くのでしょうか。それとも今年度はそういうことはないというか、新設や廃止が考えられないとか、そういった需給関係はどういった見通しを立てられていますか。

(事務局) アンケートの調査の方でもお話しさせていただきますが、地域密着型サービスの決算状況が良いとは言いきれない状況です。新型コロナの影響を小さい事業所が受けやすく、また回復に至るまで時間がかかっているという状況をみると、今しばらくこの状況が続く可能性はあります。ただ一部回復に転じているという話も聞いております。また、いわゆる3%加算といった、通所介護において新型コロナによる利用

控えが起きた時に算定できる加算が、来年度も継続するか否かもまた、事業所の継続がどうなるかということにつながると思います。さらには、次年度の介護報酬改定も、今後大きく影響していくものだと思います。こうしたことは、今回のアンケート結果からはなかなか読み取れない状況です。そのため、廃止の事業所が新規の事業所を上回るような状況が続くかどうかについて、一概には言えないのが現時点での回答となります。以上です。

(委員) ありがとうございます。

(委員長) 先の質問に関連して、エリアごとの影響があるのかなのか、そのあたりの把握というのがもしありましたら、いかがでしょうか。

(事務局) エリアごとの状況ですが、データの方を集計してクロスしているところで、断定的な情報としては今お伝え出来ない状況にあります。ただ、多くの事業所の状況は、おっしゃっていただいた指摘の点で、クロス集計も含めて見ていきたいと思っておりますので、ご意見として承ります。以上です。

(委員長) 他にはいかがでしょうか。

(委員) 資料3の(2)選定状況のところ町田地区のところで、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と記載があります。毎回お伝えしていることですが、この数カ月の中でもサ高住の入居にあたって、この定期巡回・随時対応型訪問介護看護の契約が必須になっていますというサ高住さんがまだある状況です。ただ、運営のことを考えると、ある程度は致し方ないのかなというところもありますが、中に入ることによって地域に出ていく機会が少なくなってしまうのではないかとこのところがあります。この点のご指導については、引き続きお願いできればと思います。サ高住もしくは定期巡回の管理者の方が、これは私たちの併設のサービスではなくて、市の指定を受けて地域のための事業としてやっているのですというご理解がどのくらいあるのかということをご理解していらっしゃるのかなというのが、少し気になるところです。

(委員長) ありがとうございます。

(事務局) ご指摘いただきました、町田地区の定期巡回・随時対応型訪問介護看護の2施設についてお話しさせていただきますと、実は利用状況は決して高くはない状況です。具体的にお話しするのは難しいのですが、自施設の利用者すらなかなか確保できていない様子が数値上見えている状況です。したがって、現状は、外に目を向けていくというのが難しい状況ではあると考えられます。去年の8月から定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用状況を把握する上で、自施設の利用者が何人で、自施設以外の方が何人かというのを確認するようにしています。割合としては、全体の利用者の55%が自施設の利用者、45%は自施設以外の利用者というような数値が出ています。また、委員からご指摘いただいたように、利用状況が良いにもかかわらず、自施設のみに目を向けている状況があるということであれば、市としても説明していきたいと考えています。例えば、応募書類において、社会資

源として地域に役立てていきたいというようなコメントも記載されておりますので、そういった部分を引き合いにして話せたらと考えているところです。以上です。

(委員長) 他にありますか。

(委員) 選定を受けるときにやり取りをするのは、おそらくその会社のご担当の方だと思います。事務所の管理者というのは必ずしもその方とは限らないと思うので、事業所の管理者の方が地域密着型サービスをどれくらい理解されているのか、会社の方である程度、中のサービスを優先して欲しいということで、管理者が理解できないままに、このサービスはこういうものだ、自分のところのためにあるのだという理解だけが進んでいくといったことが懸念されます。先ほどお話しされた割合のところの確認やお話しを、これからもぜひ行って欲しいと思います。

(事務局) わかりました。ありがとうございます。

(委員長) ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(委員) 先ほどの委員のご質問、当該事業を行う立場でお話しします。サ高住で暮らしていらっしゃる方は、だんだんお金が無くなってきていたり、経済的に管理をするのが厳しくなってきたりというところがあり、どういう風に自分たちがお金を使ってよいのかとなってしまう状況です。もう一つ、新型コロナウイルス感染症のある中で、この定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、なかなか入って勧誘していくのが、難しいです。定期巡回・随時対応型訪問介護看護の全体の割合で思ったのですけれども、驚くことに55%とちゃんとバランス取れているのですね。実際は、なかなかやっぱり経済的な部分で皆さん厳しくなってきたのかなと思いますし、あとは定期巡回・随時対応型訪問介護看護を理解していらっしゃるケアマネジャーもなかなか厳しくて、どうしても何となく便利さだけではなくて、不足するいろんなものを丁寧に説明してあげきれなくて、押印をいただくのが厳しくなっています。あとは、医療保険との絡みもだんだんやはり自分のご病気を持っていらっしゃるの、介護保険だけでは使えきれないということとか、次の段階に上がってきているなんていうことが多いです。何と言いますか、サ高住の在り方そのものが、年代を経っていくと変わっていくということと、それに付随して定期巡回・随時対応型訪問介護看護の在り方が変わっていくのをひしひしと感じます。

(委員長) 他にはいかがでしょうか。

(委員) 資料4のところ、この間も町田市の施設部会で市の方から説明をいただいたのですけれども、具体的にどうなるのか決まっていっているのでしょうか。

(事務局) 資料4は、端的には、ワンストップで指定にかかわる申請ができるようにしようというのが目的の届出方法の電子化を進めていくことをさせています。今まで基本的にはすべて持ち込みの形態を必ずと言っ

てよいほど市町村が要求することが多かったのですが、電子上ですべて届け出を行うようにするという形になります。ただ、新規の場合等については、これまでとおりの取り扱いが入って構わないという厚労省方針がでていますので、全部が全部電子という訳ではないのですけれども、基本的には電子申請が一般的になります。まだ市にデモが来ていない状況ですが、この電子申請は、いわゆる申請書といわれるものを画面上で入力する形態を想定している形で、一度入力するとそのあとはリセットされて、もう一度同じ情報、変更があるところだけを入力して済むような形で申請ができるということを想定しているものです。いくつかの事業所さんとデモンストレーションを一緒に行い、それを見ながら皆さんにどういう説明をしたら良いかというところで、ご案内をしていきたいと考えているような状況です。

(委員) まだ、事業所は待っている感じでよいですか。

(事務局) そうですね。今後まず事業者の皆様にご協力いただくことは、GビズIDという、事業所でログインするためのIDを取っていただくことになる予定です。この作業についてもおそらくご協力していただいて、取得がきちんと済んだ方から順次軌道に乗って行けるのではと考えています。ただ、皆さんの現状もあると思いますので、きちんと1年間様子を見ながら進めていきたいというところです。一方で、それによって情報上遅れてしまう事業所が出てこないように、基本的には電子が原則になってしまいますので、そちらに皆さんが乗れるように、一緒に歩いていけたらなというところで考えています。以上です。

(委員) 今しばらく待っています。

(委員長) 今のところだと、GビズID改めて取らなければならないとなると、少しまた難しく感じる事業所さんもいらっしゃるかもしれないので、サポートをお願いいたしたいと思います。他にいかがでしょうか。私の方から、実地指導のことについて1点だけお願いします。実地指導という観点から言うと、適切に行われているのだろうと思っておりますが、この評価の多面的な評価の点でお伺いしたいのですが、利用者アンケートという角度からの評価というのは、こういったものにどういう風に入ってくるのか、その点についてお考えがあればお願いしたいのですけれども。

(事務局) ご指摘があった利用者様、サービスを受ける側からの評価に関して、実地指導の場でどのように活用していくかというご質問かと思えます。正直に申し上げますと、利用者の方からの評価といったものに関して、実地指導の際に何か参考にしているかと言われれば、特にそこについて参考にする形での取り組みというのは、現在行っていないというのが現状です。ただ、実地指導をするにあたって事業所の方がきちんと法令を遵守して適切なサービスを利用者の方に提供されているかという観点で、今まで主に実地指導をしてきたのですが、今回ご指摘いただいた利用者側の視点から事業所の取り組みの評価といったものに関しましても、検討していければと思っております。中には毎月個別に利用者様のご様子をニュースレターという形でご家族の方に送っていたりして、その説明も写真など色々つけながらとても分かりやすいものになっていて、優れた取り組みをしている事業所もご

|  |   |
|--|---|
|  | <p>ございます。そういった事業所の事例等を、他の事業所の方にも参考に伝えるなどして、利用者の方から喜ばれるサービスについて、助言といったものも今後できるように検討していきたいと思っております。ご意見ありがとうございます。</p> <p>(委員長) ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、次第4に行ってよろしいでしょうか。それではお願いいたします。</p> |
|--|---|

|                      |  |
|----------------------|--|
| <p>議題及び<br/>意見交換</p> | <p>「<b>次第4 意見交換</b>」において、資料に沿って説明を行った後、意見交換を行いました。</p> <p><b>議題：高齢者の福祉や介護に関するアンケート調査【事業所調査】の報告について</b></p> <p>(委員長) ありがとうございます。では、意見交換に移りたいと思います。それでは委員の皆様、ご意見、質問等ありましたら、どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、委員の皆さまお願ひします。</p> <p>(委員) 4番目の運営に関する基準への取り組みについての中で、高齢者虐待防止の取り組みや、感染症予防あるいはまん延防止に対する取り組みが、これがおおむね7割以上の事業所で取り組んでいらっしゃる。介護に関わる身近な問題ということで取り組まれているのでしょうかけれども、厚労省が新たに推奨しているBCPへの取り組みあるいはハラスメント、パワーハラスメントへの取り組み、この辺が4割というのはやっぱりこれからの課題と思いますし、例えばBCPへの取り組みというのが言葉そのものBCPというのがはて何だという方も結構いらっしゃる中で、おそらく全事業所の中でBCPという認識がまだされていないようなことを私は思っています。そもそもBCPへの取り組みというのは介護事業者だけではなくて、実際でも当然ありうる話ですから、例えば町田市さんの今の介護関係の部署ではどのように策定されて、運用されているのか、例としてお聞かせいただければと思います。当然、取り組みされていますよね、何らかの。これは、介護事業所だけのものとは思わないので、じゃあ自分たちはどうして策定して実施しているとか、そういったものがおそらく、事業所への投げかけが無いと、取り組みは甘くなると思います。私の関係している会社で、これらのBCPの問題とか、パワーハラスメントに対する問題では、委員会を設けています。そういう風に、何らかの課題を持って取り組まないと、これはこういう結果ですというだけで終わってしまうのではないかと思います。パワーハラスメントに関しても、昨年度の4月から法制化されてこれは中小企業もすべて対象ですから、取り組まざるを得ない話なのですが、残念ながら罰則規定が無いのです。だから適当に流しているのか、取り組まないのか、私の関係している会社でも、ハラスメントについては、すごく相談を受けますし、相当重要なテーマです。それに対して何ら委員会も設けない、相談窓口も設けないという現状があるのだとしたら、それはちょっと指導していただかないと、この統計からみると</p> |
|----------------------|--|

未対応が19%、未回答が7%、これで26%、約4分の1がこういう実態です。また、一部の従業員とかそういったところ、全従業員に交付しても、今のご時世では弱いと私は感じます。この辺の指導について、先ほど申し上げたBCPへの取り組みは、これは身近に市の皆さんがお考えになって取り組んでいただけることを披露していただくのと、パワーハラスメントに関する何をどうするのか、聞かせていただければと思います。以上です。

(事務局) 私の方からはパワーハラスメントの取り組みに関する指導という部分について回答します。先ほどの資料2の行政報告でも、ハラスメントの適切な措置を講じていないという指導が主な指導事例として掲げさせていただきました。実際に今年度60数件事業所を訪問しておりますけれども、ハラスメントに対して指摘を行った事業所は十数か所ということで、だいたいこの統計の結果と一致してくる割合になると思っております。どちらかというと規模の比較的大きな事業所は、既に法人全体で部署を立ち上げてきちんとした取り組みを実施されているところが多いという印象を持っております。実際に未対応という事業所は、比較的人数が少ない小規模な事業所が多いような印象を持っております。中には取り組まない理由として、こういうことをしなければならぬことを知らなかったという方がいたり、あるいは私の事業所は人数が少ないから必要ないと思っていたり、などのお話しも伺っております。今後も、まず事業所に対する実地指導の中で、ハラスメントの取り組みに関しては確認をさせていただいて、不備があれば改善するというように指導させていただきたいというところです。また、やはり多くの事業所で取り組みが行われていないという現状がありますので、一度事業者全体に対して何らかの周知を改めて行う必要があるかもしれないと感じております。この辺りについては、翌年度以降に周知を行っていきたいと思っております。以上です。

(委員) ハラスメントに関してはその説明のと通りの取り組みで、今後もう少し啓蒙していくというように理解しています。最初に申し上げたBCPへの取り組みについて、どなたか介護保険課なり、いきいき総務課なり、その辺の進捗での話をいただければと思います。

(事務局) 介護保険課長です。BCPなのですが、民間、官庁、あまり大きな隔たりはないのではないかとのお話しですが、確かに基本的な理念とかそういったものについては同じだと考えます。ただし、業態や事業所によって、リスク評価の手法や内容などは異なってくると考えています。市としては、国がインターネットで公開しているBCP策定にあたっての動画コンテンツを紹介して、自分たちの事業所に合った形でBCPを策定いただきたいと思います。また、東京都の方でも策定支援事業というものがあります。そういったご案内は、市としても行っているところです。また、策定状況が厳しいではないかというお話ですが、実際のところは2024年度からは完全に義務化が定められているところでもありますので、おっしゃるとおり2023年度中にはフォローが必要という認識でいます。市としても、既にBCPを策定している事業所さんの事例をお知らせするなどのフォローが現実的と考えております。また、BCP策定のガイドラインも感染症用と、それ以外用があったりと、掘り下げれば掘り下げるほ

ど事業者にとってすごく大きな負担になってしまう状況です。BCPは事業者がどのようにして事業を主体的に継続していくかというものですから、市としては一律にこのやり方が正しいですということや、ここまで書いておけば大丈夫ですといったことが言いきれないという状況です。国も、都もそのような状況です。以上でございます。

(委員) わかりました。

(事務局) 再三ですが、事業所に対して、声かけはしてまいります。

(委員長) ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

(委員) ちょっと今の私がこっちの立場で補足するのは変なのですけれども、補足してもよろしいですか。委員のご意見は本当に貴重なのですけれども、我々が実務でやっている中で、東京都や町田市さんの場合は、介護人材開発センターの方からこのBCPの策定に関してとか、ハラスメントの研修とかBCPの策定の方法とか、結構無料のものも含めて沢山きます。大多数のところは多分そこにヒットしたり、大きい法人さんご自分のところで検討したり、などあると思うのですけれども、残りのわずかな実施していない3%、していない18%、実施していない5%など、虐待防止に関しては毎年毎年東京都の方でも権利擁護委員会でしっかりやっていますので、そこに多くの事業所さんが出ていると思うのです。この少数出ないところに関しては、ひょっとしたらそこにご自分の事業所の方でアクセスしようとしていない、ちょっと面倒くさいかなという正直に言うてしまうと、面倒なことだから自分の事業所はこれもパスしようとか、ご自分から情報を得ようとしていない事業所が、ごくごく少なくともあるのではないかなというところが、私がこの現場でやっているところの実感ですけれども、その辺はいかがですか。

(事務局) 先ほど説明したとおりで、研修会などあれば主に介護保険課から市内の事業所の方には様々ご案内の方はお送りさせていただいております。その結果参加されたかどうかというところは追えておりませんので、どういった状況かというのはすべて把握できていないのですが、メールをお送りした後に、そのメールを開いているかどうかというのはこちらの方で確認はできます。そこからは、少なからず開いてもいただけていないような事業所さんもいらっしゃいますので、委員がおっしゃったとおり、件名を見て開かなければと思っている事業所さんが大多数かとは思いますが、少なくともメールを開くことすらも繁忙でできないという事業所さんも、少なからずあるというのが所感です。

(委員) ありがとうございます。お忙しいというのもあるとは思いますが、多分そうでなくてもしないのだろうなというのが市役所さんは言いにくいところだとは思いますが、そういう実態は少なからずあるのではないかなと思います。それがこの1%、2%、3%のところに入って来るのかなと。

(委員) 町田市の中の運営に関する基準のところの一番最後の行、検討中や実施していない事業所の中には、今後も実施する予定なしや期日の未回答がありました。これがやっぱり怖いですね。こういうところに対



して、じゃあ該当しないからいいじゃないかというのを、それでよしとしないで、それは働きかけてこれは大事なことからと説得をして、できるだけ未回答が無いように、そして取り込みしていないのであれば指導していく、これは指導監査課の仕事なのかもしれないですけども。アンケートを取って、やっぱり取りっぱなしではダメで、そこから一步踏み込まないと、市の取り組みとしてはまだ少し足りないところがあるような気がします。勝手なことを言いまして、すみません。

(委員長) はい、ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

(委員) 確かに通知はたくさん来て、我々はほとんど365日24時間動いているのに、人がなくて、さらにコロナになってしまったということになると、期間内に職員に見なさいっていうのを周知して、その期間には夜中にも見られるようにしているにもかかわらず、見ない人は絶対見ないんですよ。見ようと頑張っている職員に、どうやって手を差し伸べればいいのかまでいかないと届かないというか、特に常勤はまだある程度なんといいですかね、非常勤さんとか特に訪問系になってくると契約でやってらっしゃるヘルパーさんには本当に周知して、そういうところが危険というか、一人で勝手にやったことが最終的にご利用者さんからもクレームがあってしまって、本人は全然そんな気なかったのとなるので、その辺が一番難しいなところですよ。ほかの委員どうですか。

(委員) 同じですね。どうしても時間指定でこの時間までとなると、なかなか見られない。時間帯が夕方になると、特に主婦などが多かたりするとその時間は見られないとか、そういうのがあったり、日付が指定されているとなかなか見られないことが多いかなと思います。あとはそのBCPに関してですが、多分ここにはしてないや、検討中となっているところがすごくあるのは、おそらく、やはりすごい膨大な量で、小さいところでそれこそ大きいところが付いているところではもしかしたらある程度絞れて来ると思うのですけれども、ひな形があるけれどそれを使ってやっても、やっぱり分からなくなってどんどんどツボにはまっていて、なんか進んでいかないというのが現状ではないでしょうか。多分どこの事業所さんもやらなければいけないというのは分っているけれど、形になって行かずにボロボロが崩れていくというのが現状なので、なんかちょっとそこらへんが、研修のおしらせが来てこうやればいいというのはもちろんわかってはいるのですが、私の中でもそれがうまく形になっていかないのはすごく今もどかしい状況です。そういうところに手を差し伸べていただける方法があると、どこか事業所も、最初のあたりはみんな言っているのですけれども、途中あたりからもう崩壊していて後回しになっているところが多いと思います。この策定を進めていくのにあたって、例えば何か困っているようなところがどんなところなのか分かると、もしかしてアドバイスしていただくと進むかも。やりなさいって言われるだけじゃなくてというところがあります。

(委員) 委員がおっしゃったところが結構強いのですけれども、おそらく24年度実施の義務化ということで、まだ時間があるじゃないかという部分も働いているのだと思います。まだ今そんなに切羽詰まってい

ないから、後回しでいいや、来年度でいいや、周りを見てからでもいいや、そういうことだと思うのですが、でもこのBCPに関していえば、やっぱり地震とか、台風や何とかの被害だとか、自然災害とかいろんなことを想定して、早めに自分たちのルールを作ろうよというところに視点を置けば、もう少し危機感で動く人も出てくるのではないかなと、それもやはり市側からあるいは国や都とか、もう少し啓蒙して働きかければ、大いにやれるような気がします。以上です。

(事務局) きちんとリスク評価などの手順を踏んで事業所に合ったBCPを作りましょうという風にかけてあるのが実はガイドラインです。事業所でうまくいっているところは、まずは作ってみて、後は上手いかななかったら見直していくところは、うまくいっています。そういったところが一つのポイントだと考えています。

(委員長) ありがとうございます。完成度はともかく、とりあえず形にしてということがあるのでしょうか。

(事務局) そうです。実際に使ってみるのが大事です。

(委員長) いかがでしょうか。

(委員) 今のBCPのところに関しましては、今うちの法人で作っているものは、すごくボリュームがあるというか、1年間かけてしっかり作ってきたものになるのですけれども、コロナウイルスがすごく流行している中で、取り急ぎ明日ひょっとしたら、このA事業所が全員コロナウイルスに感染した場合、事業どうしようかというところで、そのBCPを本当にこう1日ぐらいで作ったことがあります。それをほぼA4ペラで表裏2枚ぐらいで作りました。その視点としては、ひょっとしたら今BCPと防災というところが結構ごちゃごちゃになっていて、防災の視点で作るととても大変だよねとなりますけれども、あくまでも何かあった時に、ここの事業所を継続していくための取り組みとしてどんなことをしようかと、人の配置が必要だよね、異動が必要だよね、この業務に関しては異動しなくても応援という形でできるかもしれないとか、そういったところが防災とBCPの違いであるところをご理解いただけると、ひょっとしたら小規模の事業所さんでは、逆に分厚いものではなくて一度研修を受けるくらいである程度シンプルで見ればすぐに動けるようなものが作れるんじゃないかなと。そこが町田市さんの方ではなかなかお伝えしにくいところだと思うので、私の場合はどうしてもケアマネ連絡会に限られてしまうのですが、その中で周知はしていきたいと思えます。

(委員長) ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(委員) 委員の話の続きになるのですが、私の事業所も同じで、結局初動の3日とそれから継続的にそこから3日以降、4日以降どうするかというところを、2つ作ってしまえば、初動がとにかく大変なことで、本当にコロナで私も自分たちがコロナにほとんど感染していく中で、本当に一番大事なのは初動をどうやって事業を継続するというところから始めちゃったから、案外作れちゃったりするんですよ。それが本当にペラ1枚で、これで良いというか、その4日以降5日となって

来ると、状況がどんどん変わってきますので、それはもう随時集まって考えてやるというのが一番で手っ取り早いというか、決められたマニュアルを落とし込むことは結構難しく、あれが無いとかそれが無いとか、じゃあこの場合どうするんだということになるので、集まってみんなで協議するっていう、結局集まって協議するっていうのが何度も出てくるのですけれども、それが一番うまくいくというか、人が何人今いるかどうかという状況も刻々と変わっていくので、そういう意味ではおっしゃるとおりだなと私もそう思います。

(委員) 災害本部を設置するとか。

(委員) そうです。小さい事業所は小さい事業所なりにやればいいので、その方が早いですよね。バーッと騒いで作っても、結局は全然使えなかったりするんで、うちも法人で立派なのがあるのですけれども、全然使ってなかったです。

(委員長) ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

(委員) 時間が押している中ですみません。一点だけ、資料5の事業調査に関しまして、施設整備係でかなり苦労されたのではないかなと思います。お疲れ様でした。数が中々足りないって、足りないということは何度か私もお話しを伺って、やはり関心の低さというのが実際あるのかなと思います。最終的にはこの67.4%、密着は68.1%という数は集まりましたけれども、初動のところではやはり目標には大きく届かないくらいの数だったのですかね。

(事務局) 正直に言って11月30日の締め切り時点ではこちらに表現できない数値だったのですけれども、施設部会さんですとか、3回ほどお願いメールを送らせていただいたりですとか、かかってきた電話にお答えいただけましたかということのをですね、話させていただいて、皆さんやはり回答したい気持ちはあるけれども、先ほどからおっしゃっているとおり忙しくてということをおっしゃっていました。しかし、ここに答えていただくと、事業に対して何かしらの補足ができるかもしれないので、ご意見をくださいとご案内をさせていただいたところです。その結果がこれであったのか、もう少し頑張りがいるのは現時点では分からないのですが、2019年当初の無記名調査よりは、上回ったので、ひとまず回収率としては有効回答としてみなせるご意見が集まったのではないかとこのところでの解釈をさせていただきます。

(委員) はい、ありがとうございます。このアンケート調査の内容に関して、短期入所、老健系ですね、きわめて低い数値だなというのをはじめ見て感じたところです。ひょっとしたら、内容がリンクしてなかったのかなというところは、振り返ってあるかもしれないので、そこはもしアンケートの内容を精査いただけるとよいのかなと思います。その下の地域密着型サービスの稼働率に関して、小規模多機能と看護小規模多機能ですね、ここは前回から比べると、それぞれ14%、13%稼働がアップしていますので、これはひとえにここ数年間の皆さんの、あとは事業所の方々の努力の賜物なんじゃないかなと思います。ただ、これからの事業所さんではあるので、まだまだ80%とかそれぐらいの稼働を目指していけるように私たちも頑張っていきた

いと思います。半面、地域密着型通所介護と認知症対応型通所介護、特に認知症対応型通所介護に関しては、どうしても私の実務上感じているところとそこの事業所さんの管理者とお話ししたところでは、やっぱり50%割れているという事業所さんも結構あると思います。なかなか稼働率50%を超えることができず、実際動いているユニットも、2つあっても、1つぐらいでも十分になっているんだというところもあります。そこに私たちが送客できるのかというところが多くなかったり、一時的な利用でサービスに結びつくという方もたくさんいらっしゃるの、ひょっとしたらこの認知症対応型通所介護に関しては少し、適切な言い方かどうかは分からないのですが、少し飽和に近い状況になっているのではないかとというのが実感です。そんなことを言ったら怒られてしまいそうですが。

(委員) 結局抱えちゃうんですよね。通所でやはりこの方認知症だなどと思っても、それをじゃあ明日から認知症のところに行きましょうということをお母さんやお父さんを入れるのかという、その辺の判断が本当に第二清風園で苦勞しているところです。そうなんです、住み慣れたところで通ってしまうので、やっぱり一般型の通所介護になってしまい、大事にされてみんなも受け入れていくので、ご利用者さんが突然違うところに行ってしまうのかというと、一般型でこのままでいいじゃないかとなるんです。以上です。

(委員長) ありがとうございます。あと他にありますか。また、追加等ございましたら、時間もだいぶ経過しましたので、メール等でご意見お寄せいただきまして、それをおまとめいただくという風にしたいと存じます。では一旦、事務局に戻します。

(事務局) 本日は、限られた時間ではございましたが、ご出席いただきましてありがとうございます。質問につきましては、いきいき総務課メールアドレスに2月20日までに送付していただければ、順次回答させていただきます。また、ご意見についても、同様に受付いたします。最後になりますが、事務局より連絡事項がございます。次回の開催につきましては、7月を予定しております。そちらにつきましては、改めて委員の皆様調整させていただいた上で、開催通知を送付させていただきますので、よろしく願いいたします。以上を持ちまして、2022年度第2回地域密着型サービス運営委員会を終了いたします。ありがとうございました。